平成27年12月1日施行

ストレスチェック義務化が決定！（改正労働安全衛生法）

ブラック企業と言われたいですか？

「知らなかった」は通用しません！

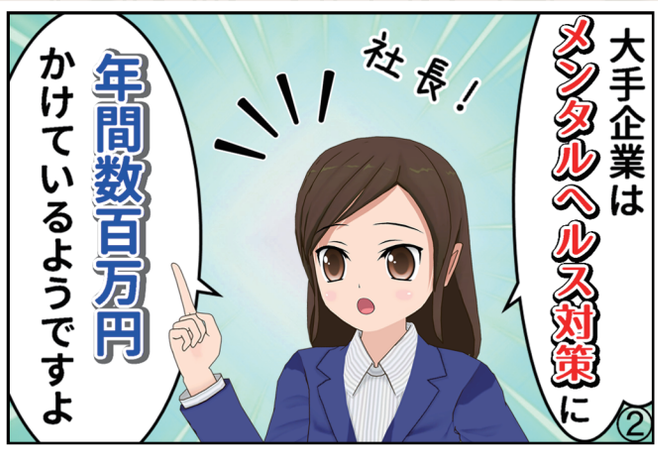

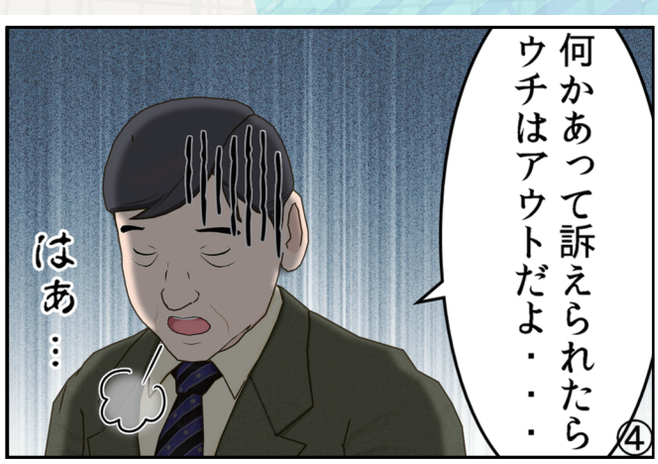

本セミナーの主な内容

うつ病、ハラスメント、過重労働などが原因で、従業員による多額の損害賠償請求、労働基準監督署による是正勧告など、メディアでも名指しで批判される時代になりました。

そこで、今回は改正労働安全衛生法をわかり易く説明。ストレスチェックと健康診断のフローの違いや、実施しなかった場合のリスク、逆にしっかりと行なった場合のメリットなどもお伝えしていきます。

また、マイナンバー制度と同様に、この数ヶ月で色々なストレスチェック業者が出てきており、その中で自社で行なう場合と業者を選定する場合にどういった点に注意すべきかなど、具体的な事例をもとに解説していきます。

さらに、労働安全衛生優良マークや助成金を活用したストレスチェック対策など、他では聞けない内容も含まれております。

今回が施行前、最後のセミナーとなり、定員がすぐに埋まってしまうことが予想されますので、お早目にお申し込みください。

プラーナ 株式会社

※ただいま施行前ということで時間帯によっては回線が大変込み合う場合がございます。

名古屋セミナー参加申込専用ＦＡＸ 058-215-6392

平日9:00～17:00
担当：廣瀬まで

FAX以外からの参加お申し込みは→セミナー参加申し込み専用URL：http://prahna.jp/sch/